

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	平成28年7月4日（月）午後2時20分～午後4時20分
場 所	仙台地方裁判所第2会議室（6階）
出席者等	司 会 者 小 池 健 治（仙台地裁第2刑事部総括判事） 裁 判 官 加 藤 亮（仙台地裁第1刑事部総括判事） 検 察 官 伊 東 義 修（仙台地検検察官） 弁 護 士 前 田 誓 也（仙台弁護士会所属） 裁判員経験者 5人（以下「1番」等と表記） 報道機関 7人（朝日新聞社，毎日新聞社，東北放送，仙台放送，共同通信社，時事通信社）

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。仙台地方裁判所第2刑事部の小池です。本日，私の方で司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員制度も，施行から8年目を迎えました。県民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられ，概ね安定的に運営されているように思います。この間，当庁におきましても，実に約950名の裁判員，補充裁判員の方々に御参加いただきました。その中で，本日は比較的最近の裁判員裁判に参加されました3名の裁判員経験者の方と2名の補充裁判員経験者の方をお招きしております。

皆様の裁判員裁判を経験されての様々な御意見や御感想は，今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするための貴重な材料となります。我々法曹三者としましては，皆様の意見を真摯に受け止めて，他の裁判官とも共有し，今後の運用改善に生かしていきたいと考えております。また，皆様が具体的な事件を通じて感じた御感想や御指摘などの意見は，これからの裁判員裁判に参加される方にとっても，とても参考となり，御参加いただくための力強い後押しになると思われま。皆様の率直な御意見，御感想をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

本日の意見交換会の話題事項は大きく分けて3つあります。1つ目は審理の分かりやすさについて，2つ目は量刑評議について，3つ目は裁判員を務める上での負担感についてです。3つのテーマに絞って聞いていきたいと思ひます。ただ，これだけに限られるわけではなく，これらに関連して，皆様が感じたことや御意見もあるかと思ひます。そういったものも出していただきながら進めていきたいと思ひますので，どうぞよろしくお願いいたします。

2. 自己紹介

司会者

この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。それぞれのお立場で、裁判員経験者の皆様からどのような御意見、御感想をいただけるのか大きな関心をお持ちのことと思います。ここで皆様から出された御意見は、検察庁、弁護士会に持ち帰っていただいて、今後の改善につなげようという形で生かさせていただくと思います。まず我々から自己紹介をさせていただくのがよいかと思います。

私は、昨年4月から仙台地裁で裁判長をしております。今回来ていただいた皆様のうち3名の方と一緒に裁判をさせていただいております。本日、皆様から率直な御意見をいただいて、それを運用改善に生かしたいと思っておりますので、非常に楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

伊東検察官

仙台地方検察庁公判部検事の伊東と申します。

私は、今年4月に仙台に転勤して参りましたが、4月以降に行われた裁判員裁判2件につきましては、いずれも担当させていただいております。今日いただきます御意見、御感想につきましては、今後の検察庁の裁判員裁判に対する取組み、主張、立証に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

前田弁護士

仙台弁護士会の刑事弁護委員会所属の弁護士の前田誓也と申します。

今回の5件の事件に私が直接関与はしていませんが、経験者の方々のお話をお伺いして、弁護士会の今後の研修活動などに生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

加藤裁判官

仙台地方裁判所第1刑事部の裁判長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この4月に仙台に参りましたので、皆様が担当された裁判員裁判は取り扱っていないのですが、皆様の御意見を今後の裁判員裁判の運用改善に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない御意見を活発に御披露いただければと思います。

司会者

本日御出席いただきました経験者の皆様から、お一人ずつ裁判員裁判に参加されての全般的な御感想や印象などを簡単にお話ししたいと思えます。

1 番の方ですが、昨年 10 月末から 11 月初旬にかけて行われた殺人未遂事件を担当されました。この事件は、妻が家出をしたために精神的に不安定となり、妻の気を引いて家族で再び暮らしたいと期待する一方で、妻が戻ってこないかもしれないとの絶望感から、自宅において、長男（当時 12 歳）の背後から紐で首を絞めて、加療約 1 か月間の傷害を負わせたという事件でした。殺意があるかどうか争われ、犯行を中止したことを量刑上どう評価するのが争点となったと聞いております。審理等で 7 日間を要したということです。

1 番

私は、今紹介していただいた裁判に携わりました。事件は、親が子の首を絞めたというもので、どれくらいの懲罰がよいのかいろいろと話をしたときに、罪を憎んで人を憎まずという感覚で、一番信頼している親が背中の方から首を絞めるという行為をすること自体に、非常に憤りを感じました。私は、犯罪をする人が一人でもいなくなればいいなという感覚がありました。私は、参加して非常に良かったという感じがしています。七十数年生きてきて、たくさんの人と会って、いろいろな経験をしてきたつもりでいますが、このような考えの人もいると、新たな人との交流ができたということだけでも非常に良かったと考えています。

司会者

ありがとうございました。2 番の方ですが、昨年 10 月末から 11 月初旬に行われた殺人事件を担当されました。精神疾患に罹患していた被告人が、生後 4 か月の長女の鼻口部にブランケットをかぶせて両手で押さえつけて窒息させたという事件でした。被告人は心神耗弱の状態にあり、医師の証人尋問などで精神状態が明らかにされていると聞いております。量刑が問題となる事件で、審理等で 5 日間を要した事件です。

2 番

私は、正直、事件というものは、自分には無縁なものだと思っていました。本件精神疾患も自分には縁がなく、理解もしていませんでしたが、この事件を通して、他人事ではなく、事件は意外と身近にあって気を付けないといけないと思いました。今後、もし私が結婚して子供ができた場合には、周りに対しても言わなければいけないことがたくさんあるのかなと思い、すごく勉強になりました。実際にこの裁判をやっているときは、裁判所に来る前や家にいるときも、ずっとそのことを考えるようになって、自分の意見や周りの意見を常に考えて、ちょっと大変なところもあったのですが、良い経験になったと思います。

司会者

ありがとうございました。3 番の方ですが、昨年 11 月に行われた強盗致傷等

事件を担当されました。コンビニエンスストアの店員に対し、包丁を突き付け「金を出せ。」などと言い、更に店長の身体の近くで包丁を振り回して左腕切創等の傷害を負わせたが、レジスターを開けることができなかったという事件です。包丁を携帯した銃刀法違反でも起訴されています。この事件では、被告人の行為が反抗を抑圧するに足る暴行・脅迫だったか、店長の怪我が強盗の機会に負ったかが争われたほか、責任能力の程度が量刑上問題となりました。精神科医2名の証人尋問が行われ、精神科医の意見が分かれた事案と聞いています。審理等に9日間を要した事件です。

3 番

去年10月末から11月にかけて強盗致傷の事件の裁判員を務めました。精神障害や責任能力の面から、この被告人はどうなのかということを裁判員等8名の方々と評議しながら行いました。一個人としては、検察・裁判所側と弁護側の2人の医師がいましたが、医学的な中身、精神的な障害があるのかないのか、何のことかさっぱり分かりませんでした。その辺りで評議に時間がかかったかなという感じがしました。裁判員をして大変良かったなという感想があります。裁判員として参加して、法律で被告人の量刑を決めることができますが、逆に、法律で被告人の刑を軽くすることもあるということが分かりました。

司会者

ありがとうございました。次に、4番の方ですが、今年の1月末から2月初めにかけて行われた強盗致傷等事件を担当されました。女性の胸をもむなどの強制わいせつ行為をし、その女性が落としたバッグを盗み、追いかけてきた男性に対し、逮捕を免れるため顔面を殴るなどして怪我をさせたという事件でした。事実自体には争いがなく、量刑が問題となっています。審理等に4日間を要しています。

4 番

裁判員に選ばれるまでは、分からないことが多く、いろいろな不安や疑問などが個人的にはありましたが、選任されるに当たって、そのような不安に対するたくさんの説明の冊子やいろいろな方々の説明などがあって、最後まで参加することができました。この事件については、被害者が女性ということもありましたが、評議するに当たっては、同じ裁判員に男性の方と女性の方、年代の違う方がいらっしやいまして、その中で、私たち一般人が自分の意見を持って評議し、本当に充実した時間と言いますか、皆様が真剣にお話をなさって、審理していけました。やはり、ドラマやテレビや報道などで見ているような、もっと難しいものと思っただけでしたが、裁判員として参加してみて、思っていたこととは違っていました。事件はもっと身近にあるもので、裁判員裁判というものも、分かりにくいものではなくて、とても分かりやすいものだったと感じました。

司会者

ありがとうございました。続いて、5番の方ですが、今年の3月に行われた強盗致傷等事件を担当されました。留学生であった被告人が、学生寮に侵入して、ノートパソコンを盗み、追跡してきた被害者の顔面をげん骨で殴る暴行を加えて怪我をさせた事件でした。被告人が一旦窃盗の現場から離れましたが、現場付近に戻り、被害者から追跡されるなどした後に暴行を加えたという事案であり、「窃盗の機会」に行われたかという法律問題に争いがありました。量刑も問題になっています。審理等に5日間を要した事件でした。

5番

個人的には、公私ともに司法の場に参加することは全く経験がなかったので、裁判員裁判に参加することは、仕事のこともあります。不安が半分、経験してみたい気持ちが半分でスタートしました。感想としては、「窃盗の機会」の継続とか、「事後強盗」とか、普段全く見聞きしない言葉、法律的で専門的な用語をどう解釈するのかということの議論が中心でしたが、評議、審理を続ける中で、裁判官の皆さんの進行も含めて非常に分かりやすく、皆さんが議論しやすい環境を作ってくださいました。適切に休憩をとってくれたり、いろいろ配慮していただいたりした中で、非常にリラックスして、かつ真剣に取り組める環境を作っていただいたので、自分としては、充実して言いたいことが言えた裁判員裁判だと思っています。事件は、被告人が国の代表として留学生で来ていた人だったので、判決をするに当たっては、一人の人としての人生ということもありますし、国と国との部分ということもありますし、そういったことも含めて、感情移入したりもしました。私は、あまりそのようなタイプではないのですが、いろいろ話をしていく中で、裁判では法律を基にしっかりと審議しないといけないので、皆さんで判断し、結論を出せました。非常に良い経験をさせていただいたと思っています。

司会者

皆様、本当にありがとうございました。全般的な感想だと議論がしにくくなってしまうので、この後は、個別のテーマに入っていきたいと思っています。

3. 審理の分かりやすさについて

司会者

少しポイントを絞っていきたいと思いますが、最初のテーマとして、審理の分かりやすさについて取り上げてまいります。

検察官・弁護人の主張などは審理の中で明らかにされると思います。刑事裁判の手続の流れの中では、検察官・弁護人から冒頭陳述という形で、今回の事件で

の立証のポイントについて、指摘があったと思います。そこでは、事件の概要のほかに、どのような犯罪が成立するのかしないのかなどを決める上で、最初の時点で知っておいてもらいたい情報が提供されていたはずですが。この事件では何が問題となっており、これから始まる証拠調べの中で、何を判断していただきたいのかを理解することの手助けとなる必要な情報が入っているものが冒頭陳述になります。もし、ここに問題があるとすると、皆様に証拠調べを聞いていただくことも難しくなってしまうのかなと思います。

そこで、法廷で行われた審理を見て、特に冒頭陳述の段階で、検察官、弁護人が重視しているポイント、あるいは、これからどのようなことを証拠調べで考えたら良いのかを理解できるようなものだったのか、それを聞いてすぐに分かるようなものだったのか、プレゼンテーションがきちんとできていたのか、まず、検察官・弁護人の冒頭陳述について、どのような感想か、皆様それぞれから聞いていこうと思います。

1 番の方、いかがでしょうか。

1 番

裁判員裁判の制度ができて、興味を持っている一般の人も多くいると思いますが、傍聴に行ってみようという人も多々いるように思われます。その中で、私のときだけだったのかかもしれませんが、公判全体が、何か検察官、裁判官、弁護人の内輪的な感覚に見受けられました。公判に全く関係ない人も来ている中で、誰が聞いても分かるようにというか、声の出し方が伝わりにくいような感じがしました。その後、私は、興味があって何度か傍聴に行ってみましたが、やはり、何となく自分達だけで話をしているという感じがしました。これが私の第一の印象です。

証拠調べやその他のことについては、私としては、分かりやすい話だったと思います。ただ、私は年なので、耳が悪く、声が聞きづらいことはありました。その点、公判では、傍聴席でも聞こえるような声の出し方を、今後意識してやっていただきたいと思っています。内容については、非常によく分かる内容だったと思います。

司会者

1 番の方のお話の中で、内輪的な感覚でやっていないかという御指摘がありましたが、担当された事件では、「殺意」や「中止未遂」というような、日頃聞き慣れない、考えたこともないようなことについては、どのようなものを見たらよいのか、最初の冒頭陳述で、このような感じなのかなと理解できましたか。内容は分かりやすいという御指摘もありましたが、どのようなことから、内輪的と感じられたのでしょうか。

1 番

各検察官、弁護人の方の話については、内容的にはよく分かりました。一つ一

つの専門的な用語の説明は、私たちも分からないので質問しましたし、質問の前に、こうですよと説明もされていまして、非常によく分かりました。なぜ内輪的なのという感覚なのかと言われると、私の感性でそう感じたのかもしれませんが。傍聴に行ったときもそう感じました。

司会者

続いて、2番の方は、冒頭陳述で、審理のポイントなどが分かるものだったか、事件では精神状態が問題となっていますが、どこに注目したらよいのかなどが分かるようなものだったか、お話しいただければと思います。

2番

私は、検察官・弁護人の冒頭陳述の話は、すごく分かりやすかったです。ただ、専門用語、確か「心神耗弱」が出てきたと思いますが、そのときには、いまいち具体的にどのようなものか分からなかったのですが、その後、評議室で質問し、裁判長がいろいろ説明してくれたので、とても分かりやすかったです。その後に、何について話し合わないといけないのかなどは明確にできたので、悩むことはありませんでしたが、評議室で意見は言いやすかったです。

司会者

3番の方、責任能力のポイントなど、これから何を考えたらよいのだろうかということが分かるような冒頭陳述だったのかどうか、いかがでしょうか。

3番

2番の方の言った「心神耗弱」は、我々の裁判の方にも出てきました。冒頭陳述や証拠調べによって、強盗致傷ということに関しては間違いはないということで、その際に、精神的に障害があったかどうかということを評議していきました。被告人を見た感じでは、障害があるかどうか、我々からは全く分かりませんでした。2人の精神科医の先生の初めて見るような文書がモニターに映されましたが、これも、我々にとっては全く分かりませんでした。評議室に戻り、裁判官と8人で段々と話を進めていくうちに、その話の中で、精神障害的な事案になると、裁判員にとってもかなり結論を出しにくくなる、では、どうしたら出しやすくなるかということを聞かれても、我々には分かりませんが、その辺が、裁判員にとって辛いところかもしれません。冒頭陳述も証拠調べも、全て、検察側、弁護側、お互いに分かりやすい状態だったとは言えます。

司会者

精神的な問題ということで、どこから話したらよいのか難しかったけれども、段々聞いていくうちに、内容は理解できたということでしょうか。

3番

はい。

司会者

続いて、4番の方はいかがでしょうか。

4番

全体的には、とても分かりやすい内容でした。実際、裁判の中では、証拠となるビデオ映像を見たりすることもあり、その映像を見たことによって、その後に裁判員の中で話し合うときに、意見が出やすくなったということがあります。それぞれがその映像を見て、思うことも感じることもいろいろ出たということは、やはり、証拠となる物が分かりやすいものだったのかなと思います。裁判員として集まった人数にもよりますが、皆同じ境遇の方々ではないので、そこで本当にたくさんの意見が出るということは、とても意義あるものだったのかなと思いました。証拠となる物が分かりやすいものであるということは大事なことであったのかなと思います。

司会者

調べた証拠自体も分かりやすいものだったという御感想でしたが、冒頭陳述自体も理解できるものでしたか。

4番

はい。

司会者

続いて、5番の方は、最初の御発言の中にも「窃盗の機会」ということが問題になったということをおっしゃっていましたが、その点が問題になるということ、どこに注目したらよいのかということが、冒頭陳述の中で分かるようなものだったのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

5番

「窃盗の機会」の継続であったり「事後強盗」という概念を初めて聞いたのですが、最初の冒頭陳述の論点整理的なところで、非常に分かりやすく説明していただきました。検察官、弁護人から、お互いに争点というところが、非常に分かりやすく主張されていたので、そこに関しては、最初、非常に入りやすかったと思っています。

ただ、今回は被告人がカメルーン人で、証人も中国人で、通訳人2人を介していたこともあったので、被告人質問等が非常に長かったかなというところがあります。特に、弁護人の方が、被告人質問の中で、比較的犯行時間を早めたほうが被告人に有利ということで、そのようにしたいがための質問の中で、外堀から固めて行き、回りくどい質問をずっとしていて、それが非常に何を聞いたかったの

かなということがありました。最終的には、犯行時間が早いという結論を導き出したかったのだらうなというところで、納得はしたのですけれども。特に、通訳人を介するところでは、もう少しダイレクトに、ストレートな質問等があってもよいのではないかなと。誘導尋問はしてはいけないと思いますが、そのようなことも鑑みながら、状況を見てやっていただければよいのかなと思いました。

司会者

5 番の方の御指摘の中には、ストレートにポイントを聞いた質問でもよかったのではないかという御指摘がありました。全体的にそうでしたか。証人尋問と被告人質問があったと思いますが、もっと端的に聞いてほしかったということでしょうか。

5 番

たまたまだと思いますが、弁護人の方の質問が全体的に回りくどいなということで、裁判はそういうものなのか、私は初めてなのでよく分からないのですが、もう少しある程度結論はこうだろうと、ダイレクトに聞いてもよいのではないかなと思います。特に、通訳人2人を介していたので、それが審理の長さになったり、分かりづらさになったりするのではないかなと思ったりしました。

司会者

事件では、英語を話す被告人と、中国語を話す証人も出ていて、2か国語の通訳を必要とする場面があったりして、通訳人を介する事件は、理解しにくい面がありましたか。

5 番

中国語は全然分からず、英語はネイティブではない感じの英語で話されていたので、通訳人の仕事も重要かなと思いました。そうであれば、もっとシンプルに、ダイレクトにやり取りしたほうが、いろいろなところでメリットがあるのではないかなと思いました。

司会者

最初に冒頭陳述のことでお聞きしましたが、証拠調べの中身のところの御意見を伺いたいと思います。

事件のポイントは、冒頭陳述で、先程の「責任能力」が問題となっていますとか、「殺意」が問題になっていますとか、量刑が問題ですとか、ポイントが示されますが、事件のポイントで一番重要な部分、事件の核心的な部分というのは、恐らく、証人尋問や被告人質問で明らかにされていると思います。5 番の方の御指摘にもありましたが、証人尋問や被告人質問をしていて、話がうまく引き出されていたかどうか、理解されやすいような聞き方をしていたかどうか、その辺りの感想も一緒にお聞きしたいと思います。

4 番の方は、証人尋問や被告人質問で、その事件で問題となっていることについて、きちんと明らかにされていたかどうか、いかがでしょうか。

4 番

証人尋問や被告人質問などで、質問事項に対しての反応、表情、言葉遣いなどを何度か見聞きすることがありましたので、その都度、それぞれ裁判官の皆さんが見ていらっしゃって、あのときとまた何かちょっと違うのではないのかな、同じ言葉だったけれども、何かこういう意味合いでの言葉だったのかな、というようなことなどを重ねるごとに、そういったことも感じられるようになった部分もあったので、そういった部分では、うまく引き出されていたのではないかなと思いました。

司会者

逆に、聞きにくいなとか、ポイントが絞られていないなとか、趣旨が分からないとか、そのような感想を持った部分はあったでしょうか。

4 番

尋問の間に休廷が何度か設けられて、その間に裁判員から出されたものをまとめた意見を持って裁判官の方が質問されていたので、それについては、問題なかったのかなと思います。

司会者

3 番の方については、特に、2 人の精神科医のお話を聞くという、普通の生活をしていれば、まずあり得ないような事態だったと思いますが、そこでの話の内容というのは、事件のポイントとなるところが、分かりやすく明らかにされていたのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

3 番

分かりやすいか、分かりにくい、どちらかを選ぶのであれば、分かりにくかったです。中身としては、特に弁護人側の精神科医は、どこか外国の何かの本件精神疾患の病名はこうですというような書面を、証人尋問のときに持ってきて提示したようでした。日本の医学が全く分からないのに、外国の書面を持ってこられても、裁判員にとっては全く何のことか分からないということです。結局、弁護人は、間違いなく心神耗弱ですよということを訴えたかったのでしょうかけれども、書面で提示されても、それが本当なのかどうかということが、我々裁判員の中で話題になりました。もう一方の精神科医も書面を持ってきましたが、あのような書面を提示されても、カルテも、何が書いてあるのか我々には分かりませんので。裁判員には、精神科医や何らかの専門職の人がなるのではなく、普通の人になるので、もう少し考えた証人尋問、証拠を準備したほうがよいのではないかなと思いました。

司会者

このように本件精神疾患を考えるという基準を出したのでありませんでしたか。

3 番

そうです。

司会者

いきなりそれだけを示されても、そうだと納得はなかなかしにくいということですか。

3 番

そうです。

司会者

あとは、病気だとすると、本当に病気なのか、そういった説明をもう少し聞きたいというような印象なのでしょうか。

3 番

そうです。ただ、病気というのは目に見えないことですから。これも大変なことですが。ちょっと我々を納得させるということではなかったかと。

司会者

率直な御意見をいただきましてありがとうございます。続きまして2 番の方、同じように精神科医の方のお話なんかもございましたが、あるいは被告人質問とかもあったと思うんですけども、精神的な問題を考える上で大事な情報とか、説明がちゃんと出ていたのか、このあたりはいかがでしょうか。

2 番

被告人質問の時に、裁判員の方から、どうやって被害者に手を掛けたのか詳しい状況とか、その時の気持ちとかを聞いたときに、ちょっと被告人の方の説明が分かりづらいというか、そういう時があったのですが、その後に評議室に戻って聞き直したりして納得することはできたと思います。検察官や弁護人の被告人質問も分かりやすく、何を聞きたいのかということもよく分かりました。3 番の方と同じように、心神耗弱とか専門家の話もありましたし、心理的視野狭窄といった聞き慣れない言葉も出ましたが、その後に説明が入ったりして、こういうことだと理解することができたので、基本的には分かりやすかったと思います。ただ、やはり専門家のお医者さんの話をただこう聞くしかないの。気になる所は質問できたんですけど、ただ、お医者さんがそう言ったらそうなんだろうな、と納得せざるを得ないのかな、と。自分の場合は、流れを通して本件精神疾患のことは

自分の中ではああそうなんだろうな、というところもあって、お医者さんの話もなるほどなって思えたんですけど、そうじゃなかった場合、例えば、自分の中でずっと疑問があるときに、お医者さんが全く違うことを言って、それを納得できるのかな、ということはちょっと分からないです。お医者さんの話はやっぱり、先ほどの方と同じように、専門家ではないので、突っ込みようがないので。それはもう聞いているしかないのかなって、その辺は少し疑問です。

司会者

最後の御指摘は、自分としては納得できたんですけども、これが納得できないときに、どう考えたらいいのかな、ということでしょうか。

2 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございます。続きまして1 番の方。医師の尋問もあったかと思いますが、被告人質問とか証人尋問とかを通じて、自分の考えたいことに関する情報はちゃんと伝わったのでしょうか。よろしくお願いします。

1 番

こういう言葉は不適切だとは思いますが、私が担当させていただいた事件というのは平均的凶悪犯というんですかね。今までのお話で出てきた精神的に障害がある方とかではなしに、普通の、健全な人が殺人未遂を起こすという、ドラマにも出てくるような平均的な凶悪犯なんだろうと思うんです。それだけに、法廷で座っていて、私が今までいろいろテレビだとかこういった実際の裁判の結果がこうだという話をいろいろ見聞きする、検察と弁護の方の戦いみたいな感じが非常にしました。明らかに、片方は、刑を軽くしようとして、いやいや殺意はなかったと言い、片方は、しっかりその刑を認識させようとする。何か平均的な検察と弁護の戦いみたいな感じで、証拠調べから何からそういう風なのが強すぎたように感じます。

個々の話の内容は非常に分かりやすいけれども、私が素人だからそう思うのかもしれませんが、検察の主張がどこにあるのか、ちょっと外れているのではないか、ということがあり、弁護側にしても、殺意はあったけれども、こういう事情でこうなんです、という主張だとまだいいんですけど、現実的に少年が父親に絞め殺されそうになった状態なのに、なんで殺意がないって言うんだろうと感じて、ちょっと勝敗にこだわりすぎて物事を進めていると強く感じました。馴れ合い的な雰囲気、感覚だと思うんです。個々の問題については、検察の証拠の出し方、説明の仕方、そういうものについても非常に分かりやすい状態で聞きました。これは余談ですが、私としては、息子の首を絞めるというのは正常な精神ではできないだろうと思ったので、休憩時間に、裁判長に、精神鑑定してほしいんですか、

と質問したら、裁判長は、これは必要ないと思いますよ、ということでした。
個々の説明なり、そういうことはよく分かりました。

司会者

証人尋問とか被告人質問の話が出まして、この後、論告弁論とか総合してお聞きしたいと思います。その前に、今、証人尋問あるいは被告人質問の感想が少し出てましたけど、検察官、弁護人の方で、この点を更に聞いてみたいとかございますか。

伊東検察官

3番の方にできましたら伺いたいんですけど、先ほど、精神科医の証人尋問において、分かりにくかった、しかも我々を納得させるようなものではなかったという御指摘があったんですけども、もし、何か細かいことでも結構です。お気づきの点があれば、検察官もこういう風にすればよかったんじゃないか、というのが何かありましたら。

3番

弁護側は、結局精神的に異常だよという診断で、検察側は異常はありませんよという診断なんですよ。検察官側の異常がありませんよ、という主張は、大体我々も、段々と裁判を進めていると、被告人質問を聞いていて、何か普通の人だよ、普通にしゃべっているよね、ということが何となく分かってくるんです。ところが、弁護側は、とにかく、精神障害があります、ということをぶれずに言ってくるんです。弁護側は、異常があるということを、文章を示したり、言ってくるんですけれども、異常があるようには見えなくなっているんです。裁判員は文章で判断できないので、被告人を見るしかない。そこである程度の話し合いをするってことになってきますので、その辺は、これから何かありますかって聞かれても、じゃあこうしてくださいということは、私、ちょっと今は思い浮かびません。

司会者

よろしいでしょうか。前田弁護士いかがですか。

前田弁護士

2番の方と3番の方に特にお伺いしたいんですけど、検察官が質問したこととの関係で、何をもって当該精神疾患と診断するのかっていう基準自体がそんなに最初の段階では分からないってことで聞いてよろしいですよ。専門知識がそんなにないので私自身も分からないんですが。分からないけれども、例えば、もし、検察官が考えているのはこういう診断基準で、こことここを満たしていないから精神異常じゃないんだとか、弁護人が考えているのはこういう診断基準で、こことここを満たしているから精神異常だっていう対比表みたいなものがあれば、分

かりやすかったということは言えるでしょうか。お互いに、検察はこう、弁護はこう、というように比べられる一覧にしたような、そういうのがもう少しあれば良かったとそのように思うことはありますでしょうか。

2 番

自分の時は3番の方とは違って、検察官側も弁護側も両方とも心神耗弱が認められるという内容だったのですね。ただその度合いというものが、検察側と弁護側ではちょっと違っていました。その時にいろいろな文章とか意見を聞いたりとか、周りの話を聞いたりしてそれで判断するようになっていました。だからちょっと3番の方とは全然違うんです。3番の方のように、弁護側は全く認められる、検察官は認められないとはっきり分かれていたら、同じような資料がいろいろ出てきたら、ちょっと難しいかなと思います。私の時は両方ともある程度そういうのは認められるので、その度合いというものを、今までの事件の経緯とか周りの方の証言で普段のその人の性格とかを聞いて判断するというものでしたので、判断はしやすかったとは思います。

3 番

私の場合は、「心神耗弱」、「精神障害」、「責任能力」、この3つの言葉が出てきました。評議の中で、「精神障害」と「責任能力」があるのかないか話し合いました。精神障害があるかどうかは医者じゃないので分かりませんが、事前に、事件に至るまでの内容、事件を起こすまでの私生活とか、あるいは事件当日の被告人の行動とか、そういうことを聞いて、我々裁判員は、「責任能力」があるのかないか、評議をしました。その中で責任能力はある、だから、強盗致傷罪っていうことが適用になる、と結論づけたんです。責任能力がないからしたんだ、というのではなく、責任能力があった状態で強盗に及んだ、という結論になりました。

前田弁護士

ありがとうございました。

司会者

審理の分かりやすさということにもう一度戻ります。審理の最後の締めくくりの時、評議に入る前に、各当事者から、検察官からは論告ということで、この事件はこのように見ます、求刑は何年ですと、弁護人の方からは、精神障害をこう見て、こういう刑がふさわしいとかあるいは執行猶予がふさわしいとか、そういう締めくくりの意見を述べたと思います。その締めくくりに述べられた意見というのは、審理を見た皆さんからみて、分かりやすくまとまっていたか、あるいは、評議をする上で参考になるようなものであったかどうか、ここをお聞きしたいのですが、まず、1番さんから順にいかがでしょうか。

1 番

端的に言いますと、私の場合は、非常に分かりやすかったと思います。意見の述べ方についても、内容についても、具体的に話してきたことのまとめがしっかりできていたと感じました。

2 番

自分の時も分かりやすかったと思います。

3 番

分かりやすかったです。

司会者

検察官は、おそらく 1 枚紙のパワーポイントみたいなものを使った紙を用意していると思うんですけど、弁護人は事案によってさまざまで、同じような紙でやることもありますし、何枚かの紙を読み上げるというスタイルをとることもあると思うんですけど、そういう所も含めて、大体同じように、どちらも分かりやすく示されていた、というような感想でしょうか。4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

同じく分かりやすかったと思います。

司会者

4 番の方の事件だと、事件自体は大きく争われていなくて、量刑が主な問題になったと思うんですけど、これから、どんな刑にしたらいいかということについて考える材料というんでしょうか、それは大体出ていたかな、という印象ですか。

4 番

事件としては、2 つあったので、その 2 つの内容についても、この後、評議、審理をする上でも参考になるものだったので、分かりやすかったです。

司会者

5 番の方は、「窃盗の機会」ということで争われている事案でした。量刑上のポイントであったと思うんですが、それについてはこれから議論をする、あるいは審理を振り返るのに適切な内容だったか、ここはいかがでしょうか。

5 番

検察官の最終の論告求刑の要旨は A 3 のパワーポイント 1 枚でまとまっていたのですが、弁護側の最終弁論が文字だけで、ワードでずら一つと文章で書いてあったもので、可視化されていない、見える化されていないと感じました。文章をよく読みとってということだと思いますが、持って行き方、見せ方が分かりづ

らなかったの、やはりA3で1枚で、パワーポイントでまとめていただいた方が分かりやすいんじゃないかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。法曹関係者から、何か御質問があればどうぞ。

前田弁護士

情状について質問させていただくんですけれども、弁護人の方は、先ほど1番の方もおっしゃっていたように、刑はなるべく軽くしたいという視点にあるものですから、被告人の生い立ちがどうだったとか、家族がどうだったとか、被告人質問も含めていろいろ立証して主張するわけですね。ただ、その中で、ここは足りないとかですね。被告人のこういうところを聞きたかったというポイントがあれば教えていただきたいと思います。また、今回の事件とはあまり関係のないことで、この被告人はかわいそうですよね、という風に大げさに言っているんじゃないかなど、少しずれたポイントを主張しているな、と思われた点があれば、遠慮なく御指摘いただければというふうに思います。

司会者

それぞれいかがでしょうか。1番の方いかがですか。

1 番

私の場合は、やはり被告人の生い立ちなり、現状なり、いろいろなものを含めて、奥さんとのトラブルにより殺人未遂っていう事件まで起こしたということなので、それについての弁護側の意見、それについてはよく分かったつもりでいます。中には、そこまで言う必要もないんじゃないか、ということもありましたが、犯罪を犯さざるを得ない環境だったということの説明は十分になされていたのではないかと思います。

司会者

続いて2番の方、いかがでしょうか。

2 番

生い立ちとか、職場での仕事の様子や生活の様子、旦那さんの奥さんに対しての普段の行動など、要は、普段は真面目でしっかりしているということが全てにおいて伝わってきました。だからこそ、娘を手にかけることはやっぱりあり得ないっていうところにすごくつながっていくところがありました。それがなければ「心神耗弱」という考えにはいかないと思いますし、だから本当に生い立ちとか、そういうのをちゃんと聞けてよかったかなと思います。

3 番

別に問題なく聞いていました。関係ないってことは全くありませんでした。ただ、弁護側は弁護する側ですから、結局、悪いことをした人間のことも良く言う、これがどうかな、というのはありました。

4 番

適切に立場的に、弁護側の方も、いろいろな意見をもってまとめていて、分かりやすかったですし、被告人に対してもいろいろな意見も適切だったと思います。証人尋問にも何人か出ていたんですが、それについても、とても分かりやすいものであったので、良かったです。

5 番

海外からの留学生ということで、肉親とかの証人は難しく、留学している研究室の先生が証人だったのですが、非常に優秀な成績を修めていることだったり、酔った上での犯行だったけれど、普段は真面目だということが、分かりやすく、そこはうまく説明されていたかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。分かりやすさということを一通りお聞きしてまいりました。4 番の方からビデオの取調べをしたのが非常に審理をする上で分かりやすかったという御指摘がありました。また、論告、弁論など主張の話とかお聞きしてきましたが、他に証拠書類という、事案を把握する上での前提の事情ですとか、これからの被告人質問で把握しておいてほしいとか、話を聞く前に押さえてほしいというような情報である書類を調べたりするんですけども、そういう証拠書類の取調べというのは適切なものであったか、始めにこういうことなんだということを理解できるようなものだったのでしょうか。このあたり、御感想をお持ちの方いらっしゃいますか。

(発言なし)

4. 量刑評議について

司会者

審理の分かりやすさということについて御意見を伺ってまいりました。次に評議という形で、審理が終わった後、部屋の方で、裁判官と色々な議論をしたと思います。今回皆さん担当された事件はいずれも有罪ということになっておりまして、量刑を決めたと思います。量刑と言っても、皆さん、今回初めて刑事裁判というものに関わり、人を刑務所に入れるかどうか考える、ということを初めて経験されたと思います。その意味で初めて経験する皆さんに対して、裁判官の方から、量刑、刑を決めることはこういう考え方に基づいて考えています、

考えるべきなんです，という説明を皆様にさせていただいているのかなと思います。そういった説明というのは，自分が刑を決める上で適切にされていたかどうか，ちょっと難しかったなとか，直ちには理解できなかったという意見もあるかと思います。この辺りも他の裁判員の方はおいておいて，御自身でどう思ったのか。我々がした説明，刑法なり，量刑，刑を決めるときはこんな風に考えなくちゃいけないんです，という説明に対して，皆さんがどんな感想をお持ちになったのか，これじゃ分からないなどの感想も含めてお聞きしたいと思います。皆さんにお聞きしたいと思いますので，5番の方，いかがでしょうか。

5番

犯行態様，結果の重大性，過去の判例をみたり，執行猶予が付くか付かないか，そういったところを，論点を一つ一つ抽出して考えながら，過去の判例にも鑑みて，みんなでしっかり議論して結論を引き出せるように環境を作っていただけたので，分かりやすく評議できたと思います。

司会者

「行為責任」ということがありましたが，言葉遣いで分かりにくかったことや考える上で疑問があったことはありませんか。

5番

責任があるかないか，酔った上での犯行だったので，酔いの程度だったり，お酒が好きな人，嫌いな人，酔って記憶をなくした経験のある人，ない人がいる中で，責任能力のある，ない話もありましたので，法律的な観点というよりは，みんなの経験談的なところで議論できたかなと思っております。

司会者

特に裁判官が，こんな風に量刑について考えるという説明で，分からないなという感じは抱かなかったですか。

5番

はい。同じような事件は絶対ないので，似たような事例だったり，そういうところの説明だったり，「事後強盗」という特殊な強盗だったので，判例の説明をしてもらったり，そういったところをしっかりと説明していただいたので，分かりやすく評議できたかなと思います。

4番

やはり，同じように，2つの事件についての量刑を決めるということに対して，それぞれの過去の例のお話や刑の説明をいただいたり，また今回の被告人にどれぐらいがふさわしいか，被告人の今後のことも考えながら，意見を交わす中で最終的に量刑を決めたという内容だったので，良かったと思います。

司会者

4 番の方の事件は2つという言い方をされるんですけども、強制わいせつで女性に触ったのと、そこから物をとって、強盗に発展していくといった事件なんですけれども、強盗の量刑を考える上で、量刑グラフで量刑傾向を参照することの裁判官の説明について、どんな感想を持ちましたか。まあ、そうなのかな、と思ったのか、ちょっと影響されちゃうなとか、その辺どんな感想をお持ちになりましたか。

4 番

裁判員の方々は、初めての経験なので、そういうものなのかというのもあったかもしれませんが、裁判員になる前に思っていたのと、実際自分が裁判員になってその立場になって審理に関わるとなると感覚も違い、重く受け止めてというか、考えさせていただいたと思っています。裁判官の方から、その都度その都度、分からないことはありませんか、ということで質問を受け付けていただいていたので、不明とか分からない点というのはその場その場で解決していったと思っています。

司会者

ありがとうございます。続いて3 番の方、先ほど、御発言の中に、精神的な問題についてどう考えたらいいか非常に悩まれたということを感じたんですけれども、やっぱり刑を決める上ではそこは悩んだのではないかと思います。裁判官がした刑に対する説明だとか、そういうことについて、どんな感想を抱かれましたか。

3 番

刑を決めるのに、やはり2日間評議をしました。裁判員の中では、責任能力はあるっていうところから入って行ったんですけれども、それでは刑をいくらにしますかということで、画面で、全国の強盗致傷は懲役何年、執行猶予何年というのを見せてもらって、それを参考にして8人の中で話し合いをして、実刑とか懲役何年とかそういう話が出てきました。裁判員にならないと分からなかったのですが、情状という言葉があるんですけど、結局、弁護側は、強盗致傷だったけどもお金もとっていないし、傷も浅かったし、入られた店側も寛大にお願いしたい、と言っているという情状の書面があったんですよね。評議の中で、裁判長に、これを参考にするのですか、と聞いたら、はい、そうです、と言われたので、悪いことをしても、そういう反省をしていれば参考にするんだなということが、裁判員になって初めて分かったんですよ。だからさっき言った、悪いことをしたら法で裁くけれども、悪いことをした人間の刑を法で軽くすることもできる、そこが裁判員になって初めて分かったことです。これは今回裁判員となって一番勉強したと思います。

2 番

過去の判例とか、同じ事件はありませんが、今までの母親が子に手をかけてしまった、そういう事件の執行猶予が付いたとか付いていないとか、そのポイントを見せてもらったり、説明していただいたりで、刑の重さを決める時はとても参考になって分かりやすかったです。

司会者

裁判官からの、刑ってこんな風に決めているんです、という説明は腑に落ちるものでしたか。もう少し聞きたいと思うことはなかったですか。

2 番

聞きたいところは、聞いたときにその場で答えてもらったので、とてもやりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。1 番の方は、それなりにこの事件の見方について、御自身のお考えをお持ちだったのかと思いますが、一方で裁判官もこんな風に量刑って決めていくんですよ、という説明をしたかと思いますが。その説明について御自身として腑に落ちたのか、違うと思われたのか。その辺りどうでしょうか。

1 番

裁判員裁判制度ができて7年か、8年か、それぐらいになると思います。この立法の趣旨というのを、私なりに改めて考えるに、裁判というものに広く国民に親しんでもらおうというのが趣旨の第一だと思うのですが、その中にもう一つ刑を決める段階に、量刑ですか、それを決めるのに、専門家同士の話し合いで決めてもやっぱり一般国民、市民の意見とちょっと離れているんじゃないかということが非常に多く出たのだろと思うんです。それでやはり、国民はこれぐらい、こんな風に思ってますよ、という意見を取り入れようというのも立法趣旨だと思うんです。その中で私の場合、他の裁判長もそうなのか分かりませんが、非常に過去のデータ、前例、そういうものを非常に重視して量刑の決め方を進めている印象を受けました。これが一般的なものか分からないんですけども、立法趣旨的に国民の声を広く取り入れようとするならば、過去のデータも必要は必要だと思いますが、過去30年のデータで親子での事件は大体これぐらいの刑が平均ですよと示すのは、前例を覆すような状態を避けるということもあるんじゃないかと思うんです。今まで5年の刑だったのに、みんなで話し合って、この事件はひどいから極端な話10年の刑にしましょう、というのは、前例を覆すような状態になるのでそれはちょっと致しかねるというようなこともあるんじゃないかと思うんです。しかしそれでは、この法律を作って、高い日当を税金から払ってこういう制度にした意味合いが遠のいていくのではないかという気が私はするん

です。刑の決め方については、我々全くの素人が刑を決めるのに、前例の資料は必要は必要ですが、それを強くあまり前面に出しすぎると、その枠から出ちゃまずいのかと。あまり過去の統計的な資料とかを強く打ち出すと、我々素人が入っていく余地がないんじゃないかという気がするんです。一番そこが肝心だろうと思います。その辺のところがちょっと気になったので申し上げました。

決め方についての説明は十分にありましたし、分かりましたけど、その中で過去のデータというのが、非常に強く打ち出されたので、私にすれば立法の趣旨からすると疑問だなというのはありました。

司会者

ありがとうございます。加藤裁判官、今の点についていかがでしょうか。

加藤裁判官

お話を伺って、量刑評議における裁判官の説明ですかね。行為責任であるとか、前例の説明については分かりやすかったというお話だったようですが、その上でなんですけれど、裁判員の皆さんは量刑グラフというのは御覧になったと思うんです。量刑グラフについて、どのような形でお示しするのがいいのか、今いろいろ検討中のございまして、例えば、量刑グラフを示すタイミングであるとか、示す量刑グラフの種類であるとか、そういったことを検討しているわけなんですけれど、例えば、前例を強く打ち出しすぎなのではないかといった御感想をお持ちの方もいらっしゃるんですが、皆さんいかがでしょうか。量刑グラフというのは一応必要だと思うんですけども、何かそれについて御意見、御感想があれば。更にお聞かせいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

5 番

量刑グラフは量刑グラフで、統計的に参考にさせていただきつつも、自分の中で一番考えたのは、犯行態様、怪我のさせ方というところだったと思います。強盗でも、私の場合は傷害で殺人ではなかったんですが、怪我をさせるのにしても怪我のさせ方だと思いますし、殺人だったとしても殺し方、メッタ刺しなのか、1回だけ刺したのか、そういうところがあるので、あくまでも私個人としては、統計は参考にしながらも、やっぱり犯行態様が悪質だったかというところがありますし、2人殺しても、殺し方によっては死刑になることもあると思いますから、やはりそこは、うまく、みんなが議論するときに、一つのデータというか考え方の一つとして何個か論点があるというところを打ち出していただければ、皆さん、そういうところで審議ができるのかなと思いました。

4 番

やはり、過去の裁判の量刑グラフというものを見ていた場合と見ていない場合で、影響があるかどうかと言われればないわけではないと思いますけど、やはり、参考になるというか、自分の中で、全ての裁判をニュースとかそういうもので知ってい

るわけではないので、やはり参考になるものとして量刑グラフというものを見せていただいたのはとても良かったと思いますし、各個人、それぞれのお考えがあると思いますけれど、私は良かったです。

司会者

ありがとうございました。次の話題に移らせていただきます。

5. 裁判員を務める上での負担感について

司会者

裁判員を経験されて、長い方では一週間以上、評議も含めて参加いただいているわけですが、仕事を休んで参加する、あるいは家庭的な事情を抱えて参加する、それぞれ事情は違う。そこでは負担を感じている部分が必ずあるかと思います。我々としてはそういった負担に対する配慮を忘れることはできないので、審理の進め方、裁判の進め方、日程の組み方、説明の在り方等についてや、負担に感じた、改めてほしい、といったことについて、特にこの点に限ってという聞き方はしませんので、それぞれの御意見を伺いたいと思います。1 番の方がいいでしょうか。

1 番

私の場合、この年齢なので、日中特に何も無い、規制、制約されることもないので、そういう意味では精神的にも肉体的にも負担はありませんでした。逆に出ていく先があって良かったと思っています。ただ、最終的に刑を言い渡すときに、いくら悪いことをした人間だといっても、私たちの意見で一人の人間を拘束するということに対する心の負担、これは非常に重く感じました。それだけに普段そういう裁判を職業としている人の精神というのは相当に強いものだなと感じました。負担に思ったのはその点くらいですかね。

司会者

ありがとうございます。2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

裁判員に決まるときに、まず、封筒が届いて、何日に来てくださいと言われて、裁判所に来て、それで抽選で決まったわけなんですけど、その段階ではやるかやらないか分からない。自分の場合は自分で仕事をしているんですが、人件費はなるべく抑えたい。自分が裁判に出るときには、その分の人を組まなくてはいけない。組んだけれども、選ばれなかったということになると、また調整しなくてはならない。そして選ばれると、この日とこの日は来てください、と急に決まってしまうので、仕事の予定を組みづらいというのがありました。もう少し早い段階から予

定を組めるような形でやってもらえればと感じたところです。自分は興味があつてやってみたいという気持ちはあつてやらせていただいたのですが、普通であれば大変だろうなと思いました。

司会者

もう少し早めに選任してもらえれば良かった，やらないうちに仕事の穴を作るわけにもいかないし，もう少し早く呼んでくれたら，といった感想ということですかね。

2 番

そうですね。早く呼んで，早く予定が分かって，やるならやる，やらないならやらない，その選別も早くに，その後のいつ行くかっていうのも決まったら，早めに分かっていたら，もっと準備がしっかりできるかな，と。

司会者

具体的にはどれくらい早く呼んだら良かったとかありますか。

2 番

大体仕事は1か月シフトだったりすると思うので，1か月前とかであれば。決まってから早かったように感じました。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。今，仕事の話が出ましたが，どんなことでも，負担に感じたことがあればおっしゃってください。

3 番

私も自営業ですから，裁判員として通うことの負担はなかったのですが，宮城県内でも仙台に住んでいる方と地方に住んでいる方とでは，負担の違いがあると思います。新幹線で来る方とか，バスで来る方とか。宮城県の外れに住んでいる方がいて，朝早く集合というのが結構あつて，かなりひどいという話をしていたので，その辺りをもう少し考えてもらえるといいかなと思いました。

司会者

先ほど，刑を決めるのを重く受け止めたという意見がありましたが，そういったところで負担だった点等ございましたか。

3 番

事案的に量刑を決めるために特に負担は感じませんでした。

司会者

御自身としては負担は特に感じなかったということですかね。4番の方はいかがでしょうか。

4番

私も2番の方と同じような意見なのですが、やはり選任から1か月くらいあったほうが予定が立てやすいのかな、というのが実感としてありました。あとはストレスとか負担感というのは、その時ごとにいろいろな場面で心配りされていることだとか配慮があって、メンタルヘルスのサポート体制の話もありましたので、特になかったのですが、先ほど裁判の中で、実際に映像を見たりとか、そういう場面の中で、他の裁判では、ストレスを感じる方がいることもあるのかな、と思いました。私の場合はストレスとかを感じることはなかったです。

司会者

5番の方、いかがでしょうか。

5番

皆さんおっしゃっているとおりで、最終的にやると決まってから2週間くらいで裁判が始まったので、仕事の調整があって、そこが短かったかな、と感じたことと、5日間出席した中で、火、水、木と連続で3日間出なくてはいけないときがありまして、個人的には、飛び石で審理が入ったほうが、気持ちも切り替えられるし、仕事も間でやれるので、三連続、四連続というのではなくて、間が入ったほうが、比較的やりやすいのかな、と個人的には思いました。全体的に精神的にも負担はなかったので務めてよかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。仕事を持たれている方については早めに選任してくれた方が良いという御意見も出てまして、現実には今週選任して来週裁判というケースも実際の例ではないわけではないのかなと。そうすると皆様の御意見では、できるだけ選任から裁判まで期間が空いている方が良いという御意向なんですかね。

6. これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者

最後に一言ずつで構わないのですが、皆様は裁判員裁判を体験されて、裁判員、補充裁判員としての感想を持たれたと思います。これから裁判員になれる方にメッセージをいただけたら、いかがでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

1 番

直接そういう方々に会う機会も少ないと思いますが，第一にこれも一つの国民の義務ということをしつかりと認識いただけたらと思います。そのためにはいろいろな広報活動もしていただいて，メディアの方もおりますので，それらについてもしつかりと広報活動をしていただいて，仕事なんかもキャンセルする権利もあるでしょうし，やはり候補に選ばれた以上は国民の義務としてこれに携わってほしいと思っております。

司会者

2 番の方，いかがでしょうか。

2 番

よくニュースとかで，裁判員をやった方がストレスがとかいろいろ言っている場合が多いのですが，自分的には，やはりしつかりやってその経験を今後の自分の生活に生かしていくことが大切なのかなと。事件は自分には身近なものではないと誰もが思っていると思うのですが，自分の担当した事件から，意外と身近なものなのかな，と感じまして。身近に感じた経験を生かしていくことが大切だと思うので，国民の義務を全うしてほしいと思います。

司会者

3 番の方，いかがでしょう。

3 番

身近な人から，裁判所から封筒が来たよ，とか聞けば，やった方が良いよ，と勧めるのですが，実際，メッセージと言っても，裁判員やってどうだった，と聞かれても，勉強になった，というのではありふれているので，楽しかった，と答えています。そうすると，何が，と聞かれるのですが，そのときは，選ばれたら分かる，と答えています。

司会者

ありがとうございます。4 番の方，いかがでしょう。

4 番

裁判員になる前は，不安とか，疑問とか，知らないことがたくさんあったのですが，実際やってみるとそういうものがとてもサポートされていることとか，態勢がしつかりしているので，不安とかストレスもなかったですし，そういう環境作りですとか，心配りというのが随所に見られて，自分の面では，これからの人生というか，ものの考え方等にとってもプラスになったので，是非，裁判員に選ばれた方には本当に実際にやっていただきたいと思います。

司会者

5 番の方、いかがでしょうか。

5 番

赤の他人の人生だったり一生を、こんなに真剣に考えて議論するというのは裁判員にならない限り無い経験だと思いましたし、いろんな精神的負担もありますけれども、自分の人生以上に考えて、どうしたらいいかという結論を導くということが非常に良い経験、勉強になりましたので、是非、これからなる方がいらっしやれば積極的に取り組んでいただければと思います。

7. 法律関係者からの感想

司会者

ありがとうございました。最後に法曹関係者の方から一言ずつ、感想なり、今日の意見を踏まえてお聞きすることがあればお願いしたいと思います。検察官いかがでしょうか。

伊東検察官

本日は、誠に貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。検察庁に持ち帰り、周知して、今後の執務の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

前田弁護士

貴重な御意見を聴かせていただきありがとうございました。5 番の方の御意見で、弁護人の質問の意図が外堀を埋めていくようで分かりづらかったというのは、確かに、弁護士の中では、意図を読ませない方が、いろんなことを引き出せるからということで、外堀から埋めるような質問をするよう指導しているようなところもあるのですが、結局それは後で分かるとか、きちんと最後まで聞いてもらえれば分かるという発想で、弁護士の中での自己満足みたいなのところもあったのかと思います。ぱっと見て分かりにくいというのはフラストレーションになるということが改めて分かりましたので、弁護士会に持ち帰って参考にさせていただければと考えています。ありがとうございました。

司会者

加藤裁判官いかがでしょうか。

加藤裁判官

本日はどうもありがとうございました。前向きなメッセージ、エールをいただき本当にどうもありがとうございます。裁判員裁判を経験すること、あるいは、

参加することは有意義だというお言葉をいただきまして心強かったわけですが、他方において、我々としては、裁判員になられる方の負担感について配慮しなければならないと感じましたし、また、更に分かりやすい審理，評議を目指して精進していかなくてはならないと考えた次第です。

8. 報道機関からの質問

総務課長

それでは、本編の方はここで終了いたしまして、記者の皆さんから質問をしていただきます。まずは、幹事社から代表質問をお願いします。

東北放送

幹事社の東北放送から質問させていただきます。本日は、皆様貴重な御意見をありがとうございました。1点だけ質問させていただきます。最初の御紹介のときに、それぞれ審理日数を教えていただいたと思いますが、その日数について、十分に議論するのに短かったのか、あるいは、仕事を休んでの参加だと思しますのでそれが長かったのか、あるいは十分だったのか、裁判員として拘束された日数について感じられたことをお答えいただけますでしょうか。

総務課長

1番の方から順にお願いいたします。

1番

私としては、あと一日、二日くらい、審理日数があつた方が良かったのかなという印象です。

2番

仕事の関係とか、そういう部分では早めに言ってもらえれば問題ないと思います。審理がしっかりとできたかどうかについてですが、私が担当した事件は被告人が認めていて、量刑がポイントになる事案でしたので、5日の審理日数はちょうど良かったのかなと思いますが、人の人生を決めることになることを考えると、5日の審理日数は短いのか長いのかは何とも言えないのですけれども、その日数で十分に話し合うことはできたと思います。

3番

裁判所には10日来ましたが、内容的に言えば、時間が余ることもなく、足りないこともなく、ちょうど良かったのかなと思います。

4番

長くもなく、短くもなく、適切だったと思います。長ければ集中力が続かないし、短ければ十分に審理できないと思いますし、十分に審理できたものと思いますので、ちょうど良かったと思います。

5 番

先ほども申しましたとおり、審理には、中国語と英語の通訳が2人立ち会った事件でしたので、争点の割にはすごく長かったと感じました。一つの質問にも2人の通訳を介するので、そういう状況の中で質問とかやり方とかもう少しシンプルにスピーディーにできないものかなと審理に関しては思いました。評議に関しては、十分に時間があつたので可もなく不可もなく思いました。

総務課長

ありがとうございました。他社の方で、質問はございますか。

朝日新聞社

今日はありがとうございました。最近、裁判員裁判で死刑判決が宣告された石巻市の殺人事件が最高裁で確定したところですが、皆様も他人の人生に関わる大きな判断をされたことだと思います。もし、仮に皆様が、人の死に直結する判断を本当に下さなければいけないような事件の裁判員を担当することになったと想像したときに、どのような感想を皆様がお持ちになるのかをお伺いしたい。

総務課長

今度は、5番の方から順にお願いいたします。

5 番

なかなか想像できないのですけれども、どうしても裁判員をやってみて、感情が移入しますし、他人の人生ということで、非常に一番苦勞したのは頭の切り替えです。途中、仕事をして裁判に臨みますが、仕事と全く関係のない裁判員裁判のことを一生懸命に頭を使ってやっていたので、頭の切り替えが難しいというか、思っていたより感情が入るなと感じました。そういった重大な事件に関わるということに関して、想像できないのですけれども、非常に重いですが、その場面で誰かがやらなければいけないことだと思いますので、これから裁判員になる方も自分が裁判員になるとしても、国民の義務を果たしていくべきだと思います。

4 番

今回の裁判員裁判で選ばれたときもそうだったのですが、先のことは分からないと思いますので、重大な事件がどうだとか、そういうことまでは想像できない段階だと思いますので、選ばれた際には、たぶん国民の義務として受け入れると思いますし、選出されたときには、真剣に事件の内容について選ばれた方々がそれぞれ裁判官や他の裁判員の方々と一生懸命に協議して、そして審理していき

いと思います。

3 番

5 番や 4 番の方々の述べたとおりです。

2 番

死刑になるような判決を出すことになったらいろいろな考えてしまうことはあるのですが、ただ、影響は大きいのかなと思います。実際に自分は、今回、裁判員裁判を担当してから生活が変わりました。例えば、以前は彼女の手伝いはしなかったのですが、今は、皿洗いをするようになったりとか、今までは絶対やらないようなことをするようになったことです。影響は未だに続いていて、正直、最初は何も考えていなかったのですが、終わってみると変わった部分がすごくあります。ですから、それは、やはりやってみないと何とも言えないと思います。

1 番

大変重い質問なので、答えにくいのですが、私が担当したのは、執行猶予が宣告された事件でしたが、それにしても一人の人間の自由を奪う結論が出たことで、それだけでも、私としては負担になりました。それにも増して、人の命を奪うという結論を出すことになる立場になったときは、私は七十数年生きてきた中でも真剣に考えながら、また裁判官や他の裁判員とともに協議して結論を出すことになると思いますが、結論を出した後も悩み苦しむと思います。

総務課長

他社の方で、質問はございますか。

東北放送

皆様にもう一つお聞きします。皆様は判決を出されてから数か月が経っていると思いますが、判決後から今までの間に、判決を出した時のことを思い出したり、振り返って考えることがあったかどうかをお聞きします。

総務課長

それでは 1 番の方から順にお願いいたします。

1 番

人の自由を奪ったという責任を感じていますので、かなり、新聞紙上で事件が起きた記事や裁判員裁判の判決の記事が載ると、あの被告人は刑務所に入って何をしているのだろう、被害者は今何を思っているのだろうということをよく考えます。

2 番

自分の彼女と被告人の真面目具合を重ねて思ってしまうことがあり、本当に今までしなかったのですが、自分のできることは手伝ったり、ストレスを抱えていないかどうかを気にするようになったので、今でも裁判員裁判を担当した影響はあると思います。私が担当した事件は、被告人に執行猶予が宣告されましたが、その被告人が今どうしているのかを考えることがあります。

3 番

考えないというと嘘になりますが、考えないようにしています。ただ、私が担当した事件は、コンビニ強盗の事案で被告人に執行猶予が宣告されましたが、自分がコンビニに行ったときに思い出すことはあります。

4 番

3 番の方と同様に日々考えるわけではありませんが、ニュースや裁判員裁判のドラマを見たりすると、私が担当した事件の被告人は、現在、受刑中だろうかと思うことがあります。

5 番

私が担当した事件の被告人は国を代表してきた留学生だったのですが、執行猶予が宣告されて、帰国したのかなとか、今勉強しているのかとか、人生やり直しているのかとか、ふとしたときに思い出すことがあります。

司会者

それでは、予定した時間も経過しておりますので、裁判員経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。

本日は、参加者の皆様方から率直な御意見をいただきまして、今後の裁判員裁判をする上で参考となるが多かったように思います。皆様からの貴重な御意見を生かさせていただいて、より良い裁判員裁判となるよう、法曹三者で努力して参りたいと思います。本日はお忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。

以 上